

一般教育訓練給付のお知らせ

教育訓練給付金とは、一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者又は一般被保険者であった方が教育訓練を受講し、修了した場合、教育訓練(教習)経費の一定割合(教育訓練経費として認定された金額の20%)に相当する金額(但し、上限10万円まで)がハローワークから支給されます。

大宮自動車教習所における対象車種は下記になります。

	教習車種	所持免許	教育訓練経費として 認定された金額の20%
1	大型一種自動車	中型一種8t限定MT	53,658円
2	けん引	普通免許MT以上	27,720円
3	大型一種自動車+けん引	中型一種8t限定MT	71,170円
4	大型二種自動車	中型一種8t限定MT	85,888円
5	普通二種自動車	現在取り扱いはありません	46,464円
6	大型二種自動車	大型一種免許	63,624円
7	大型一種自動車	普通免許MT	73,524円
8	大型二種自動車	普通免許MT/準中型5t限定MT	97,328円
9	大型一種自動車+けん引	普通免許MT	93,478円
10	大型一種自動車+けん引	準中型5t限定MT	83,644円
11	大型一種+けん引+大特	準中型5t限定MT	93,764円
12	中型一種自動車	普通免許MT	36,718円
13	中型一種自動車	準中型5t限定MT	30,558円
14	フォークリフト:4日間コース	大型免許、普通免許、 大型特殊キャタピラ限定免許	8,900円
15	高所作業車	普通免許	9,100円
16	小型移動式クレーン	玉掛け・クレーン資格無し	10,200円

※教習費用のうち、技能検定料・各種証明書料・写真代・証紙代等は、教育訓練経費には認定されておられません。

※ 受給有資格者であるか否かの確認・給付額・給付申請手続き等の詳細については、申請者ご本人がハローワークに直接問い合わせの上確認をして下さい。

※ 給付条件は各車種とも教習修了(卒業)が対象になります。